加西市気球飛行エリア安全管理規程

（趣旨）

第１条　本規程は、気球の飛ぶまち加西条例（平成28年加西市条例第16号）第８条の規定に基づき、加西市における気球の安全かつ円滑な飛行環境を整備するため、エリア管理者及び加西市の合意に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　加西エリア　加西市の上空のうち、飛行が認められる区域をいう。

（２）　エリア管理者　加西エリアにおける気球飛行の安全管理を担う者をいう。

（３）　エリアマネージャー　エリア管理者と連携し、飛行当日の安全管理業務を統括する者をいう。

（４）　会員　本規程の定めるところにより、加西エリアの利用を認められたパイロットをいう。

（５）　事業年度　毎年４月１日から翌年３月31日までの間をいう。

（エリア管理者）

第３条　エリア管理者は、気球の飛ぶまち加西推進委員会（以下「委員会」という。）の推薦に基づき、市が選定し、決定した者とする。

（職務）

第４条　エリア管理者は、加西市及び日本気球連盟等と連携のうえ、次に掲げる業務を行う。

（１）　大阪航空局への飛行通報書提出

（２）　市民への周知等飛行環境の整備

（３）　警察署、消防署、自衛隊及び電力会社への事前連絡並びに緊急時の連携体制構築

（４）　委員会の助言に基づく、飛行エリアの設定

（５）　気象条件及び地域特性等を考慮した飛行期間、日時の設定

（６）　エリアマネージャーの任命

（７）　会員管理

（８）　前各号に掲げるもののほか、安全飛行及び安全指導に関して必要な業務

（対象）

第５条　本規程の対象となる者は、加西エリアを利用する日本気球連盟の定める有効な熱気球操縦士技能証を所持するパイロット（以下「パイロット」という。）及び日本気球連盟に登録されたスチューデントパイロットとし、エリア管理者に対し会員として登録しなければならない。

（入会）

第６条　会員として登録しようとするものは、エリア管理者が別に定める手続きに従い、エリア管理者に申し込むものとする。エリア管理者は、安全管理上の理由がある場合を除き、登録を認めなければならない。

（会員の義務）

第７条　会員は、次に掲げる義務を負う。

（１）　法令、本規程及び熱気球自由飛行安全規定（日本気球連盟制定）を順守した安全な飛行の実施

（２）　機長として飛行する場合は、原則として飛行３日前までのエリア管理者への飛行希望の申請

（３）　飛行当日のブリーフィング（飛行前のパイロット間会議をいう。以下同じ。）への参加

（４）　加西エリアの着陸、飛行禁止区域を明確に表示した地図（紙（１／25,000程度）又は電子によるもの）の常時携行

（５）　クレーム及び事故が発生した場合の速やかな対応並びにエリアマネージャーへの報告

（６）　クレーム及び事故報告書の速やかな提出

（７）　着陸地点地権者への使用報告及び謝意の表明

（８）　全ての飛行後における飛行報告書の提出

２　機長としての飛行が３時間未満の会員は、エリアマネージャーの条件を満たす会員が同乗するサポートフライトをエリア管理者が定める回数以上受けなければならない。

（会員資格の有効期限）

第８条　会員資格の有効期限は、事業年度末日までとする。

（会員資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

（１）　退会の申出があったとき。

（２）　本人が死亡したとき。

（３）　次条の規定により除名されたとき。

（飛行の停止及び除名）

第10条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、エリア管理者は、委員会の答申を経て、その内容を尊重し、加西市と協議の上、飛行の停止又は除名を行うものとする。

（１）　関係法令、本規程、熱気球自由飛行安全規定に違反したとき。

（２）　加西エリアの秩序を乱す行為をしたとき。

２　エリア管理者は、前項の処分を行うにあたっては、会員に対し、事前にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

（エリアマネージャーの任命）

第11条　エリア管理者は以下のいずれかの条件を満たす会員の中からエリアマネージャーを任命する。

（１）　機長として50時間以上の飛行経験を有する会員

（２）　機長として加西エリアを10時間以上飛行経験があり、かつエリア講習会を受講した会員

２　エリアマネージャーが不在の場合は、エリア管理者は代替措置を講じることができない限り、原則飛行を認めない。

３　エリア管理者は、５基以上の飛行がある場合又はエリア管理者が必要と認めた場合、エリアマネージャーを複数名任命することができる。なお、エリアマネージャーの職務は、エリア管理者が定めた順位の高い者が主となり遂行する。

（エリアマネージャーの業務）

第12条　エリアマネージャーは、エリア管理者と連携し、次に掲げる業務を行う。

（１）　注意事項等伝達のためのブリーフィングの開始時刻設定及び進行並びに安全に関する指示

（２）　全機長が加西エリアの着陸、飛行禁止区域を明確に表示した地図を用意しているかの確認

（３）　加西エリア飛行経験の少ない会員への助言及び重点的な指導

（４）　全ての気球の飛行状況の把握

（５）　飛行終了後、エリア管理者への飛行状況の報告

（６）　クレーム及び事故が発生した場合の初期対応及びエリア管理者への報告

（７）　その他気球の安全な飛行に関する業務

（連絡会）

第13条　連絡会は、エリア管理者及び会員をもって構成し、安全管理、環境整備、及び規程の運用に関する重要事項を協議し、会員の意思をエリア管理者に伝えるものとする。

２　連絡会は、毎事業年度１回以上開催するほか、エリア管理者が必要と認めたとき又は会員の３分の１以上から要求があったときに開催する。

（規程の変更）

第14条　本規程を変更しようとするときは、連絡会での意見聴取を経たうえで、委員会の答申を求め、加西市の承認を得て、エリア管理者が決定するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に廃止前の加西市気球飛行エリア安全管理規約（平成30年２月５日制定）第６条の規定により会員として登録されていた者は、この規程第６条の規定により登録された会員とみなす。